

指摘事項管理表(人口動態調査事務システム標準仕様書)

No	区分	日付	対象箇所		質問内容	回答内容	回答日	備考
			(ドキュメント名等)	(頁、項番)				
1	要望	2023/6/29	資料3_人口動態調査事務システムのアンケート結果	p.28~p.30	死産届の受理証明書の事件本人欄について、現行システムではベンダー間で仕様が異なっている。事件本人欄が「戸籍 花子」と「戸籍 花子の胎児」の2通りのうち、本市としては「戸籍 花子の胎児」という胎児を事件本人とする仕様が適切と考える。胎児認知届や火葬許可証でも胎児が事件本人であり、胎児認知届が出された後に死産した場合の死産届(戸籍法上の届出)の事件本人は胎児である。以上の理由により、他の手続との整合性からも胎児を事件本人とすべきと考える。	ご指摘の通りと考えます。 死産届の受理証明書の事件本人については、母の胎児とします。 認知された胎児の死産届については、戸籍法第65条に規定がありますが、受付帳の事件本人の記述方法について、「新版 一目でわかる戸籍受付帳の実務(日本加除出版)」に、事件本人は母の胎児(乙野梅子の胎児)とする掲載があります。 これに倣い、認知が無い場合においても、同様の取扱いとします。	2023/7/13	(別紙3)帳票詳細要件 5.1.受理証明書(死産)
2	要望	2023/6/30	資料2_人口動態調査事務システム標準化検討会資料(第2回)	6. 調査票の印刷について	「調査票の枠の印刷とデータの印字ができること、また、手書き用に、枠のみの印刷ができること。」が実装必須機能となる件について、全国一律同じ用紙に印字するのであれば、帳票レイアウトをPDF化して厚労省様から各市町村宛に配布する(または各市区町村でダウンロードする)方が効率が良いと考えますので、ご検討いただくよう要望いたします。 データの印字は、PDF化した帳票レイアウトをプリントアウトし、その用紙に印字することで足りると考えております。  <背景> 同資料「9. 国籍コードのマスタ管理について」「10. 死亡したところのマスタ管理について」において、マスタ管理とし、追加、変更、削除機能を実装する想定となっておりますが、コード値が変更となる場合、印刷用の用紙にも変更が必要となります。 各ベンダーが帳票レイアウトの変更対応をするよりも、帳票レイアウトをご提供いただく方が迅速に対応が可能と考えます。	第2回検討会で提示したとおり、実装必須機能として整理します。 調査票の枠の印刷とデータの印字及び、手書き用に、枠のみの印刷する機能を実装します。 ただし、実装方法は任意とします。 例えば、PDFにデータを合成して出力することも可能です。	2023/7/13	(別紙2-1)機能・帳票要件 機能ID:0380275
3	質問	2023/6/30	資料2_人口動態調査事務システム標準化検討会資料(第2回)	6. 調査票の印刷について	「13. 備考欄の文字数の拡張について」において、人口動態調査オンライン報告システムの備考欄を512文字に拡張するとの説明がありましたが、紙の調査票で提出する場合にはすべての文字を印字できないことが想定されます。 この場合の対応方法について、ご教示ください。  <例> ・備考欄には可能な限り印字し、入りきらない文字は印字しない ・備考欄には可能な限り印字し、入りきらない文字は別紙に印字(※1) ・備考欄に512文字出力できるように帳票レイアウトを見直す(※2) (※1)当該事例のとおりである場合、別紙のレイアウトをご提示いただけますでしょうか。 (※2)当該事例のとおりである場合、帳票レイアウトをご提示いただけますでしょうか。  上記の例以外であれば具体的に教示いただけますようお願いいたします。	調査票の備考欄の文字数を超える場合に備え、備考欄別紙の機能として、実装します。(実装必須機能) 備考欄に指定文字数までを印字し、指定文字数を超える場合には別紙に印字する機能を実装します。	2023/7/13	(別紙2-1)機能・帳票要件 機能ID:0380275 (別紙3)帳票詳細要件 1.6.備考欄別紙 (別紙4)帳票レイアウト 1.11.備考欄別紙
4	質問	2023/6/30	(別紙2-1)機能・帳票要件.pdf	1.2.15 病院情報(マスタ)	「病院情報(病院名、医師名)」とありますが、病院名だけでなく、医師名も実装必須機能になりますでしょうか。	「病院情報(病院名、医師名)」の実装は下記とします。 「病院情報(病院名)」は、実装必須機能とします。 「病院情報(医師名)」は、標準オプション機能とします。	2023/7/13	(別紙2-1)機能・帳票要件 機能ID:0380020 機能ID:0380021
5	要望	2023/6/23	資料2_人口動態調査事務システム標準化検討会資料(第2回)、資料3_人口動態調査事務システムのアンケート結果	資料2_P.18 資料3_P.34	本市は政令指定都市であり、戸籍事務管掌者は各行政区長であるため、戸籍届出の受理決定は各区役所(24区)が行っている。人口動態調査に関しても各区役所が調査票の入力を行っており、戸籍情報システム導入の際に、調査票の出力及び保健所への送付方法について検討した結果、データセキュリティの面から市民局に設置する端末のみ調査票出力を可能とし、送付についても市民局から行うこととした。 現在、市民局から保健所へ調査票を送付する際には「媒体出力内容(新規)」(資料3_P.34)を使用して決裁を行っている。資料2_P.18によると、記憶媒体の内容確認は画面上でできるため、印刷機能は搭載しないとのことだが、調査票の入力部署と保健所への提出部署が異なる本市の事務取り扱いにおいては、印刷機能を実装いただくことを要望する。	媒体出力の内容を印刷できる機能を、標準オプション機能として実装します。	2023/7/13	(別紙2-1)機能・帳票要件 機能ID:0380274 (別紙3) 6.1.媒体出力内容 (別紙4) 1.12.媒体出力内容
6	指摘	2023/6/26	人口動態調査事務システム標準仕様書【素案】	p.32の表3-12	氏名の編集条件などへの記載事項に「苗字+全角スペース+名前」との記載があるが、戸籍の記載事項には「苗字」「名前」という項目は存在しない。「氏+全角スペース+名」に修正すべきと考える。	ご指摘の通りと考えます。 「氏+全角スペース+名」に修正します。	2023/7/13	本編P33 表3-12 システム 印字項目の編集方法
7	指摘	2023/6/26	(別紙3)帳票詳細要件	p.3~p.12	氏名の印字編集条件として「姓+全角スペース+名」との記載があるが、戸籍の記載事項には「姓」という項目は存在しない。「氏+全角スペース+名」に修正すべきと考える。	ご指摘の通りと考えます。 「氏+全角スペース+名」に修正します。	2023/7/13	(別紙3)帳票詳細要件 1.1.~1.5. 2.1.~2.2. 5.1.

No	区分	日付	対象箇所		質問内容	回答内容	回答日	備考
			(ドキュメント名等)	(頁、項番)				
8	指摘	2023/6/26	人口動態調査事務システム標準仕様書【素案】	p.32の⑤	「帳票に印字する文字フォントは、帳票詳細要件又は帳票レイアウトに個別に定める場合を除き「IPAmj明朝」とする。」とあるが、デジタル庁方針が「文字情報基盤文字」から「MJ+」に変更され、フォントも「IPAmj明朝フォント」に加えて「今後デジタル庁で整備するフォント」を使用することになっている。「帳票に印字する文字フォントは、帳票詳細要件又は帳票レイアウトに個別に定める場合を除きデジタル庁が定めるMJ+フォントとする。」等の記載が適切ではないか。	第2回検討会で、データ要件・連携要件にならない、別紙2-1を提示しましたが、本編が漏れていたことから修正します。 ・「地方公共団体の基幹情報システムに係るデータ要件・連携要件標準仕様書」の文字要件の文字セット、文字コードに準拠する。 ・他の標準準拠システムと同一のパッケージで構成する場合は、そのシステムの文字要件に準拠する。	2023/7/13	本編P.32、⑤
9	質問	2023/6/26	人口動態調査事務システム標準仕様書【素案】	p.25の(5)他システムとの連携機能について	連携先の他システムとして「戸籍情報システム」「火葬等許可事務システム」の記載があるが、「人口動態調査オンライン報告システム」は必要ないか。業務フローに「人口動態調査オンライン報告システム」の記載があるが、「人口動態調査オンライン報告システム」は標準化対象外のためデジタル庁は連携要件を定めないとと思われる。連携に関する考え方・概要の記載がある方が良いのではと考える。	ご指摘の通りと考えます。 標準仕様書(本編)に、人口動態調査オンライン報告システムへのデータ連携を記述します。	2023/7/13	本編P25 (5)他システムとの連携機能について